

平成26年度 重度障がい児者支援策のご案内

～重度障がい児者の方の豊かな地域生活を支援します～



県では、重度の障がい児者の方が地域で安心して、より豊かな生活を送るための環境を整備するために、これまで実施してきた施策に加え、平成26年度より新規事業を立ち上げ、重度障がい児者の方への支援を充実します。

1 新たな重度障がい児者支援事業の概要

(1) 重度障がい児者支援事業

【主な事業内容】

重度障がい児者の方が利用する生活介護事業所、放課後等デイサービス事業所、短期入所事業所の運営費を助成。

(2) 重度障がい児者利用施設基盤整備事業

【主な事業内容】

重度障がい児者の方を受け入れる生活介護事業所等の施設整備費を助成。

(3) 重度障がい児者医療型ショートステイ整備等事業

【主な事業内容】

○東部・中部・西部の各圏域で医療機関が実施する医療型ショートステイの病床を1床確保。

○併せて、当該ショートステイにおける支援の場に、家族に代わって利用者の見守り等を実施する重度訪問介護事業所のヘルパー等を派遣。

(4) 重度障がい者地域リハビリテーション促進モデル事業

【主な事業内容】

重度障がい者の方が日中利用する生活介護事業所等に、県が委託する医療機関等の理学療法士など専門職員を派遣し、事業所職員に対し、重度障がい者への関わりについて指導、助言を実施。

(5) 重度障がい児者地域生活促進・安心事業

【主な事業内容】

○入所中等の医療的ケアが必要な重度障がい児者の方を対象に、ケアホーム等を活用して在宅生活を送るための生活体験を実施する団体を助成。

○重度障がい児者やその保護者の悩みや思いに寄り添い、適切な情報提供や豊富な経験に基づく助言等を行う相談員を配置。(各圏域1名づつ)

2 お問い合わせ先

(1) 重度障がい児者支援事業について

各市町村障がい福祉担当課

鳥取市	障がい福祉課	0857-20-3475	湯梨浜町	総合福祉課	0858-35-5374
米子市	障がい者支援課	0859-23-5153	北栄町	福祉支援室	0858-37-5852
倉吉市	福祉課	0858-22-8118	日吉津村	福祉保健課	0859-27-5952
境港市	福祉課	0859-47-1121	大山町	福祉介護課	0859-54-5207
岩美町	福祉課	0857-73-1333	南部町	福祉事務所	0859-66-5522
若桜町	町民福祉課	0858-82-2232	伯耆町	福祉課	0859-68-5534
智頭町	福祉課	0858-75-4101	日南町	福祉保健課	0859-82-0374
八頭町	保健課	0858-72-3590	日野町	健康福祉課	0859-72-0334
三朝町	健康福祉課	0858-43-3520	江府町	福祉保健課	0859-75-6111
琴浦町	福祉課	0858-52-1706			

(2) 重度障がい児者利用施設基盤整備事業について

鳥取県福祉保健部障がい福祉課

電話：0857-26-7154

(3) 重度障がい児者医療型ショートステイ整備等事業について

東部圏域：県立中央病院（地域連携センター）

電話：0857-26-2271

中部圏域：中部医師会立三朝温泉病院（医事課）

電話：0858-43-1321

西部圏域：独立行政法人山陰労災病院（地域連携室）

電話：0859-33-8181

（制度全般に関するお問い合わせ先）

鳥取県福祉保健部子育て王国推進局子ども発達支援課

電話：0857-26-7865

(4) 重度障がい者地域リハビリテーション促進モデル事業について

東部圏域：株式会社リライフ

電話：0857-50-0222

中部圏域：医療法人共済会（清水病院）

電話：0858-22-6161

西部圏域：医療法人養和会（養和病院）

電話：0859-29-5351

(5) 重度障がい児者地域生活促進・安心事業について

鳥取県福祉保健部子育て王国推進局子ども発達支援課

電話：0857-26-7151